

Hong Kong Tax Alert

20 February 2019
2019 Issue No. 4

香港が、金融商品の税務上の取扱いを HKFRS第9号に基づく公正価値会計処理に 一致させる法案を可決

2018/19 査定年度以降、一定の例外を除き、納税者は、HKFRS第9号またはそれに相当する基準に従って財務諸表を作成する場合、当該財務諸表に反映されている損益に基づく税務査定を選択することができます。言い換えれば、いったん選択すると、認識された会計上の損益は、実現又は未実現かどうかにかかわらず、オンショアで収益的取引である場合、原則益金または損金算入の対象となります。

このアラートは、政府が立法過程において、新法における特定の規定に対する解釈を説明します。

今回の政府解釈にもかかわらず、新法の条項は複雑ですので、新法に基づく公正価値会計処理への選択に対する税務上の取扱いについて、ご相談を希望される場合、税務専門家にご連絡ください。

新法

法案が若干の修正を経て、立法議会における第三回の審議で可決された結果、3月1日(金曜日)に正式に法律となる(以下「新法」)予定です。

多くの金融商品は、香港財務報告基準第9号(HKFRS第9号)に基づき公正価値ベースで会計処理することが求められます。当該会計処理の基礎には、金融商品に関する損益認識が含まれ、税務目的では未実現または見込とみなされます。

2013年11月の最終法院のNice Cheer¹ 案件に対する判決で判示した通り、未実現損益は課税または損金算入の対象となりません。よって、納税者がHKFRS第9号に基づいて財務諸表を作成する場合、税務申告を行う際において税務調整を行わなければなりません。

Nice Cheer 案件の判決にかかわらず、多くの納税者は、公正価値ベースで申告することを希望しています。そうすることで、納税者は税務申告目的で取引を実現ベースで追跡する手間を省くことを期待しています。

内国歳入庁(以下「IRD」)は、納税者の要求に応える臨時措置として、2013/14年度以降納税者による公正価値基準での申告を受け入れています。

より明確な方向性を提示するため、当該臨時措置を内国歳入法(以下「IRO」)に成文化する新法が可決されました。

原法案に対する1点の微修正

法案委員会による若干の修正(以下、「改正案」)を除き、法案は、さらなる修正を経ず、ほぼ原法案のまま可決されました。

原法案では、HKFRS第9号、またはそれに該当する国際財務報告基準(すなわちIFRS第9号)に基づいて作成された財務諸表のみが、新法の適用範囲になりました。これにより、内国歳入庁長官の意見において、新法の適用範囲は海外でIFRS第9号と同等の基準に基づいて作成された財務諸表に拡大されることになりました。

原法案における条項の詳細については、2018年11月15日に発行した弊事務所のタックスアラートをご参照ください。

このアラートは、政府が立法過程において、新法における特定の規定に対する解釈を中心に説明します。

¹ Nice Cheer Investment Limited v CIR FACV 23/2012

新法の特定条項が明確化

新法の立法過程において、いくつかの専門団体および企業団体が立法議会の法案委員会に、法案審議のための意見書を提出しました。

これらの意見書で提起された懸念、およびそれに対する政府の回答を以下で説明します。

セクション18K(3)~(5)とセクション16(1)(d)の相互関係

新法で導入されたIROのセクション18K(3)~(5)で、香港において貸金業の通常の事業過程で生じた貸出金および営業債権(以前に、事業収益として認識されたもの)について、HKFRS第9号に基づいて予想信用損失(以下「ECL」)として認識された減損損失は損金算入を認めることを規定しています。ただし、当該金融資産は信用減損していなければなりません。

ECL形式の金融資産の減損損失は、本質的には不良債権引当金であり、その損金算入の可否はIROのセクション16(1)(d)に含まれている既存の規定にも準拠することになります。

そのため、一部の提言において、セクション18K(3)~(5)に含まれる新たな規定が、どのようにIROのセクション16(1)(d)における既存規定と相互に関係するのかについての解釈を政府に求めました。

政府は、セクション18K(3)~(5)はIROのセクション16(1)(d)に記載されている条件に影響を受けず、独立した規定であると回答しました。とはいえ、政府はまた、そのような金融資産がHKFRS第9号に基づき信用減損しているときみられる場合、セクション18K(3)~(5)に基づいて認識され、損金算入されるECLは、セクション16条(1)(d)に基づく損金算入の対象にもなる可能性が極めて高いとの見解も示しました。

売買目的で取得した金融商品に関する信用減損ECLの損金算入

売買目的でセカンダリー市場で購入した金融商品(債券など)は、必ずしも香港において貸金業の通常の事業過程で生じた貸出金および営業債権とみなされるわけではありませんし、以前事業収益として認識されていた営業債権とみなすことができるわけでもありません。

したがって、いくつかの提言では、HKFRS第9号に基づいて、その他の包括利益(FVOCI)を通じた公正価値または償却原価で評価される金融商品に係る信用減損したECLは、売却または実現されるまで、損失として損金算入が認められないという、セクション18K(3)~(5)の条項に対する懸念が提示されました。

政府は、償却原価またはFVOCIで評価された、信用減損している金融商品のECLは、関連する金融商品が売買目的で取得されたものと税務査定官に証明されることを前提に損金算入が認められると回答しました。

政府は、回答の中で、上記の状況において売買目的でセカンダリー市場より金融商品を取得した納税者は、ある意味で香港において貸金業の通常の事業過程で生じた貸出金および営業債権とみなされる可能性がありますと考えています。そのため、セクション18K(3)~(5)で定められている関連条件が満たされているかが考慮されます。

通常の事業過程での売却以外による信用減損貸出金の移管

IROのセクション18K(6)~(8)は、金融機関の保有する信用減損貸出金が、ECLに関する損失引当金とともに、譲渡人の通常の事業過程における売却以外で移転され、かつ過去に譲渡人に対してECLに関して損金算入が認められていた場合に関する、税務上の取扱いについて規定しています。

これらの規定は下記の場合について明記しています：
(i) 譲渡人と譲受人が当該移転日に、香港で貸金事業を運営している場合、過去に譲渡人に対して認められていた損金算入は譲受人に対しても認められたものとして扱われます(これにより、譲受人による事後のECLの回収は明示的に課税対象となります)；および、(ii) それ以外の場合においては、過去に損金算入が認められた金額は、譲渡人の事業収益とみなされます(これにより、以前に譲渡人に対して認められた損金算入はクローバックされます)。

数多くの提言において、上記(ii)で想定された状況について、譲渡人に対して過去に認められたECLの損金算入のクローバックの理由について、政府による説明を求めました。

政府の回答では、セクション18K(6)~(8)は、信用減損している貸出金が売却された場合には適用されないことを明確にしました。これは、当該状況においては、貸出金は通常、ECLの損失引当金とともに移転されないためです。

一方、セクション18K(6)~(8)は主に、企業結合会計に基づいて信用減損している貸出金が、ECLの損失引当金とともに結合企業に移転される場合にのみ適用されます。

政府は、当該結合企業による事後のECLの回収が通常、香港で課税対象とならないため、譲渡人に対して過去に認められたECLの損金算入のクローバックが正当であると考えています。

上述の政府による解釈にもかかわらず、新法の条項は複雑ですので、新法に基づく公正価値会計処理への選択に対する税務上の取扱いについて、ご相談を希望される場合、税務専門家にご連絡ください。

Hong Kong office
 Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
 22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
 Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Jim Hunter
 Asia-Pacific Tax Leader
 +852 2849 9338
 jim.hunter@hk.ey.com

Ian McNeill
 Asia-Pacific Financial Services Tax Leader
 +852 2849 9568
 ian.mcneill@hk.ey.com

Non-financial Services				Financial Services	
David Chan Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com				Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Business Tax Services				Business Tax Services	
Hong Kong Tax Services				Florence Chan +852 2849 9228 florence.chan@hk.ey.com	
Agnes Chan +852 2846 9921 agnes.chan@hk.ey.com	Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Chee Weng Lee +852 2629 3803 chee-weng.lee@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com	Global Compliance and Reporting	
China Tax Services				Michael Stenske +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com	
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	Lorraine Cheung +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com	Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com		
Tax Technology and Transformation Services					
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com					
Indirect Tax Services		International Tax Services		International Tax Services	
Andy Leung +852 2629 3299 andy-sy.leung@cn.ey.com	Alice Chan-Loeb +852 2629 3882 alice.chan@hk.ey.com	Cherry Lam +852 2849 9563 cherry-lw.lam@hk.ey.com	Jeroen van Mourik +852 2846 9788 jeroen.van.mourik@hk.ey.com	James Badenach +852 2629 3988 james.badenach@hk.ey.com	Jacqueline Bennett +852 2849 9288 jacqueline.bennett@hk.ey.com
	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Aaron Topol +852 2675 2980 aaron.topol@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com	Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com
People Advisory Services					
Ami Cheung +852 2629 3286 ami-km.cheung@hk.ey.com	Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com	Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com		
Transaction Tax Services				Transaction Tax Services	
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Tami Tsang +852 2849 9417 tami.tsang@hk.ey.com	Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com	Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com	

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY
 EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2019 Ernst & Young Tax Services Limited.
 All Rights Reserved.
 APAC no. 03007897
 ED None.

ey.com/china

About EY's Tax services
 Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

Follow us on WeChat
 Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

